

(別表 2)

女性の職場復帰等支援事業 奨励金申請時に必要な書類

コース名	申請時に必要な書類
ゴールド	<ol style="list-style-type: none">1 女性の職場復帰等奨励金支給申請書（様式第 6 号）2 添付書類<ol style="list-style-type: none">(1) 支給申請に関わる労働者に係る義務規定を超える措置の利用申出書等の写し(2) 育児休業については、育児休業基本給付金支給決定通知書の写しおよび育児休業の開始日・終了日が確認できる出勤簿、タイムカードの写しなど、支給申請に関わる労働者が育児休業を取得したことが確認できる書類(3) 育児に関する所定労働時間の短縮措置等については、出勤簿、タイムカード、賃金台帳、事業所内保育施設の利用申請書の写しなど支給申請に関わる労働者が当該制度を利用したことが確認できる書類(4) 子の看護休暇については、休暇取得管理簿・出勤簿・タイムカード・賃金台帳の写しなど、支給申請に関わる労働者が有給で看護休暇を取得したことが確認できる書類(5) 子の学校行事、看護等のための休暇については、休暇取得管理簿・出勤簿・タイムカード・賃金台帳の写しなど、支給申請に関わる労働者が特別休暇を取得したことが確認できる書類(6) 介護休業については、介護休業給付金支給決定通知書の写しおよび介護休業の開始日・終了日・取得日数が確認できる出勤簿、タイムカードの写しなど、支給申請に関わる労働者が介護休業を取得したことが確認できる書類(7) 介護に関する所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）については、出勤簿、タイムカード、賃金台帳、介護サービスの利用・助成実績の写しなど、支給申請に関わる労働者が当該制度を利用したことが確認できる書類(8) 介護休暇については、出勤簿・タイムカード・休暇取得簿・賃金台帳の写しなど、支給申請に関わる労働者が有給で介護休暇を取得したことが確認できる書類(9) 限定正社員制度については、転換の申請書、限定の内容が明示された労働条件通知書等の写しなど、支給申請に関わる労働者が当該制度を利用したことが確認できる書類(10) 育児に関する申請においては、母子手帳の写し、健康保険証の写しなど支給申請に関わる労働者の子の年齢が確認できる書類

	<p>(11) 介護に関する申請においては、介護対象家族の要介護状態が確認できる介護保険証の写し、ケアプラン（介護サービス計画書）の写しなど、支給申請に関わる労働者の介護対象家族象の存在が確認できる書類</p> <p>(12) 雇用保険被保険者証など、支給申請に関わる労働者が申請事業所に雇用されていることが確認できる書類</p> <p>(13) 県税の全税目に滞納がないことを証明する納税証明書（原本）</p>
--	--

コース名	申請時に必要な書類
プラチナ	<p>1 女性の職場復帰等奨励金支給申請書（様式第6号）</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 支給申請に関わる労働者に係る再雇用制度の利用申出書等の写し</p> <p>(2) 労働条件通知書等の写しなど、支給申請に関わる労働者が正社員として雇用されたことが確認できる書類</p> <p>(3) 雇用保険被保険者離職証明書の写しなど、支給申請に関わる労働者が以前に当該事業所を退職した者であることが確認できる書類</p> <p>(4) タイムカード、出勤簿、賃金台帳の写しなど支給申請に関わる労働者が再雇用された後3か月を経過したことが確認できる書類</p> <p>(5) 育児による離職者の場合は、母子手帳の写し、健康保険証の写しなど支給申請に関わる労働者が子を養育していることが確認できる書類</p> <p>(6) 介護による離職者の場合は、介護保険の被保険者証の写しなど要介護者がいることが確認できる書類、または介護により離職したことを企業が証明する書類</p> <p>(7) 雇用保険被保険者証など、支給申請に関わる労働者が申請事業所に雇用されていることが確認できる書類</p> <p>(8) 県税の全税目に滞納がないことを証明する納税証明書（原本）</p>